

日本弁護士国民年金基金加入のススメ

日本弁護士国民年金基金とは・・・

日弁連が母体となって設立された公的な年金積立機関です。

弁護士は国民年金の第一号被保険者で(弁護士法人社員等を除く)、厚生年金のように老齢基礎年金の2階建て部分がありません。国民年金基金に加入することによって、老齢年金を上乗せすることができます。弁護士の配偶者や法律事務所職員の方(いずれも国民年金の第一号被保険者または60歳以上の任意加入被保険者に限ります。)も加入できます。

加入のメリットは？

65歳から**終身で年金が受け取れます**(終身以外のタイプもあります。)。最大のメリットは、**掛金全額が社会保険料控除の対象**(1人あたり年間最大81万6000円まで)になり、所得税・住民税を軽減できることです。**弁護士の配偶者も加入でき、配偶者分の掛金も合わせて控除対象にできます。**

早く入る必要があるの？

掛金は年齢に応じて高くなります。また、掛金月額には上限(1人月額6万8000円まで)があるので、将来の受取額を一定額以上にするためには、若いうちに加入する必要があります。月額10万円の年金を受けるためには、男性は36歳まで、女性は32歳までに加入する必要があります(A型の場合)。

もうすぐ60歳。もう遅い？

法律改正により、**60歳以上65歳未満の方や海外居住されている方で、国民年金に任意加入されている方も、国民年金基金に加入できるようになりました。**節税をしながら、年金をさらに増やすことができます。加入要件の詳細はお問い合わせください。

自分にあう加入プランは？

選べる年金のタイプは7種類。**口数制の積立方式で掛金・受給額とも自由に設計**でき、途中で増減口もできます。詳しくは下記ホームページをご覧ください。年金のシミュレーションも可能です。

【資料請求・お問い合わせ】

TEL:03-3581-3739 FAX:03-3581-3720

URL:<http://www.bknk.or.jp>(「日本弁護士国民年金基金」で検索!)

ご存じですか？

国民年金基金の税制上の優遇措置

加入中

掛金全額所得控除

年間最大**81万6000円控除**可能
専従配偶者の掛金も負担すれば、最大163万2000円控除

受給中

公的年金等控除

一時金
遺族

非課税

国民年金基金掛金月額〇〇円×12ヵ月×該当合算税率
＝軽減額（概算）〇〇〇〇円

課税所得金額	所得税・復興特別所得税・住民税の合算税率	最大節税額（概算）
195万円超330万円以下	20.21%	16万円
695万円以下	30.42%	25万円
900万円以下	33.483%	27万円
1800万円以下	43.693%	36万円
4000万円以下	50.84%	41万円
4000万円超	55.945%	46万円

豊かなシニアライフを
あなた自身でプロデュース

日本弁護士国民年金基金

(2019.4)